

# 仕 様 書

## 1 委託件名

地域活動支援センター事業業務委託

## 2 委託内容

- (1) 受託者は、地域活動支援センターの事業運営を行うものとする。
- (2) 受託者は、身体・知的及び精神障がい者等の生活を支援し、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし、次の施設の業務を併設し統合的に運営すること。

### ア 基礎的事業

- ① 交流コーナーの運営
- ② 創作的活動、生産活動の機会の提供
- ③ 地域住民との交流の促進
- ④ その他地域の実情に応じた支援

### イ 地域活動支援センター機能強化事業

#### ① 相談支援事業

- ア 福祉サービスの利用援助
- イ 社会資源を活用するための支援
- ウ 社会生活力を高めるための支援
- エ 権利の擁護のために必要な援助
- オ 専門機関の紹介
- カ 電話相談（匿名性・継続性・緊急性の高い相談）
- キ 訪問・同行・見守り

#### ② セルフヘルプ活動への支援

- ③ 医療・福祉及び地域の関係機関との連携調整及びネットワークづくり
- ④ 地域ボランティアの育成及び導入
- ⑤ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発

#### ⑥ 家族支援

#### ⑦ その他地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

### (3) 運営協議会

地域活動支援センターが利用者に対し効果的な運営をすること、及び事業を円滑に実施することを目的として、多摩市及び地域活動支援センターの職員で年数回の運営協議会を実施する。

- (4) 事業等の不明な点については本市係員の指示に従うこと。

## 3 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 4 履行場所

多摩市立健康センター、その他履行に伴う必要な場所

多摩市立健康センター（多摩市関戸4-19-5）4階のうち約190㎡を就労支援事業と併せ、事業実施場所として受託者に提供する。なお、光熱水費については委託者が負担する。

#### 5 開所日及び開所時間

(1) 開所日及び開所時間については次を基本として、詳細については市と事業者との協議により調整する。

##### ①開所日

週5日、ただし祝祭日及び12月29日から1月3日までの間は、原則として業務を行わないものとする。

##### ②開所時間

8時間/日、ただし施設利用可能最大時間は、午前8時30分から午後10時まで

(2) 開所日及び開所時間が利用実態に合わず見直しが必要となった場合は、委託者と協議をすること。

#### 6 職員体制

委託業務を実施するため必要な職員を配置しなければならない。

#### 7 報告書の提出

利用登録者、日常の相談活動及び実施事業の記録については四半期ごとに多摩市に報告すること。

#### 8 支払方法

多摩市会計事務規則第78条の規定に基づき概算払を行うものとする。

契約金額の支払いは、各年度、四半期毎の概算払いとし、概算額請求書を四半期毎の開始月10日までに提出するものとする。

支払日	第1回	各年度	4月末日
	第2回	各年度	7月末日
	第3回	各年度	10月末日
	第4回	各年度	1月末日

#### 9 留意事項

受託者は障がい者就労支援事業におけるコーディネーターをはじめとして関係機関との相互の情報交換や連携を図り、この事業が効果的かつ円滑に行われるようつとめるものとする。

## 1 0 個人情報の取扱いについて

受託者は、個人情報の保護に努めるとともに、取扱いについては別紙「個人情報取扱特記事項」による。

## 1 1 業務の引継

人員の交代等により引継ぎが発生する場合には、円滑な事業運営が継続されるよう、業務内容及び事業情報等について、速やかに引継ぎを行う事とする。また、引継ぎは、通常の業務時間内で行うこととし、別途の人件費等は認めないこととする。

## 1 2 その他

その他、不明な点は本市係員の指示による。

以上